

第六十三回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第二十二号

(三〇七)

昭和四十五年五月七日(木曜日)

午前十時三十三分開会

委員の異動

四月三十日

辞任

高橋文五郎君

補欠選任

青木 一男君

五月六日

辞任

渡辺 武君

補欠選任

小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

栗原 祐幸君

小林 章君

沢田 一精君

成瀬 嶠治君

鈴木 一弘君

委員

青柳 秀夫君

岩動 道行君

大竹平八郎君

鬼丸 勝之君

津島 文治君

中山 太郎君

丸茂 重貞君

矢野 登君

戸田 菊雄君

松井 誠君

横川 正市君

上林繁次郎君

国務大臣

大蔵大臣

福田 赳夫君

政府委員

大蔵政務次官

藤田 正明君

大蔵省主計局長 船後 正道君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

事務局側

常任委員会専門

説明員

水産庁漁政部長

坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を開会をいたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月三十日、高橋文五郎君が委員を辞任され、その補欠として青木一男君が、また、昨五月六日、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が、選任されました。

○委員長(栗原祐幸君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、概要を申し上げます。

昭和四十三年度におきまして、海水の例年にな

い高温等により全国的にノリの被害が異常に発生し、これに伴い漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定の保険金の支払いが増加したため、同勘定の支払い財源に五億六千七百五十五万円の不足が生ずる見込みでありますので、昭和四十五年度において、一般会計から、この金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、将来、この会計の漁業共済保険勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合には、この繰り入れ金の金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻すこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(栗原祐幸君) 次に、補足説明を聴取いたします。船後主計局長。

○政府委員(船後正道君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の提案の理由及びその概要を補足して御説明申し上げます。

昭和四十三年度におきまして、全国的な暖冬による海水の異常高温等により、有明海沿岸各県、愛知県、宮城県をはじめとして、全国的にノリの大きな被害が発生いたしました。この結果、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定におけるノリの養殖共済にかかる保険金として支払うべき額が九億二千六百四十九万円に達しました。これに対しまして、同勘定におきましては、四十三、四十四両年度において支払いに充てることが可能な財源をもつてとらええず保険金の支払いを行なったのであります。すなわち、四十四年度に発生いたしました漁獲共済及び養殖共済の共

済事故に対して支払うべき保険金に見合う財源をこのノリの養殖共済の保険金に充てる等の措置をとった次第であります。この結果、この特別会計の同勘定には合計五億六千七百五十五万円の支払い財源の不足が生ずる見込みでありますので、四十五年度におきまして、同勘定に対し、一般会計からこの分の繰り入れを行なうことができることとする必要がございます。

なお、この繰り入れ金は、この保険事業が長期的に見て収支均衡するとの前提に立っていることから見て、後日、被害の少ない年において同勘定に決算上の剰余を生ずることもあり得るので、その場合にはこれを一般会計に繰り戻すこととしております。

以上、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の提案の理由及びその概要を補足して御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(栗原祐幸君) これより質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○松井誠君 ただいま提案されました法律案について、二、三お伺いをしたいと思ひます。

いま、補足説明の中で、四十三年度のノリ養殖共済で九億幾ら払わなければならない、そのうち四十三年度、四十四年度の予算で払って、なおかつ五億が六億足りないという、四十三年度と四十四年度の内訳ですね、それはどうなっているのですか、大蔵省でも水産庁のほうでもどちらでもいいですから、お答え願ひたいと思ひます。

○説明員(平松甲子夫君) 先ほど趣旨説明のところで御説明がございましたように、四十三年度の共済のほうの特別会計の勘定のほうで、主として

○松井誠君 国が再保険をするという制度は四十二年から——この制度の発足をしたのが昭和三十九年ですか。三十九年から四十二年までの漁業共済の収支の状況といえますか、それは大体どうなっておりますか。

○松井誠君 四十二年に国が保険するというそういう制度を取り入れるようになった理由ですね、それはどういうことですか。

○松井誠君　実は、三十九年に災害補償ができるときは、私も衆議院において、その経過を知らないわけではないんです。そのときに、国が保険をしなきゃとてもやっていけないじゃないかという議論は最初からあったわけです。いま三十九年からのあれを聞きますというのと、四十一年は全体で黒字になっているという段階で四十二年にこの制度が取り入れられたというのは、何か特別の事情があったのかと思って実は聞いたのですが、三十九年から四十一年まで合計二億六千八百万円赤字が出たと。これはその赤字の幅のことは別として、国がめんどろうを見なきゃやっていけないだろうという見通しは、三十九年発足当時からあったのではなかったんですか。

組合の赤字二億六千何が生、この処理はどうなるのですか。

○松井誠君 三十九年以前の赤字を四十五年度になつてまとめて処理する。これは処理していたくのはたいへんけっこうですけれども、数年越し赤字のままで来た。何かおそきに失した感じがするのですが、ことしになつてまとめてこの赤字の補てんを国がするようになった直接の動機といえますか、そういうものは何かあるんですか。

それからいまだ一つは、四十二年度の四十三年一月から国の保険が発足いたしました。それで、国の保険が発足いたしますと共済の連合会なり共済

組合の手持ちの金というのが、国の保険分だけは保険料として国庫の中に入ってしまう。それ

○松井誠君　これからあと、長期的に見て、均衡するといふそういう見通しなんでしょうか。

○松井誠君　そうしますと、赤字は出ないであらうという前提、したがって、出ても今度はめんどうを見ないぞという前提、そういうことです。

●松井誠君 その点、私はよくわかりませんけれども、この機会に、それに関連をして、漁業共済会のおよその姿というものを少し知りたいと思うのです。四十四年度のいわゆる「漁業白書」やある

いは「四十五年度において講じようとする施策」というのが手元にあるわけでありすが、これによりますという、漁業共済の加入率というのは非常に低いわけですね。四十三年度の加入率で、漁獲共済が約一四％、養殖共済が約一九％、漁具共済が約一四％で、多い共済でも二割に達していません。これは四十三年度の数字でありすが、同じ白書に共済金額は年々飛躍的に伸びておるといふことがあるんですが、金額の伸びと加入率の伸びとは必ずしも一致をしないと思ひますが、加入率の三十九年以来のそれは何か手元に数字はございませんか。

○説明員(平松甲子夫君) 加入率につきましては、白書に四十三年度の数字を出しておりますが、四十三年度以前の数字につきましては、あいに手元に持ち合わせがございませんが、ただ、加入率につきましては、共済金額が、四十年を一〇〇といたしますと、四十三年度は、漁獲共済の一号で一七四％、漁獲共済の合計で二二五％という数字でございますので、この間の物価の騰貴を考慮しても相当の加入率の上昇があつたものではなかつたかというふうに考へております。また、養殖共済につきましては、四十年を一〇〇といたしますと、四十三年度の共済金額の比率が二三四％という数字でございますので、これもやはり相当の加入率の増加があつたのではないかとこのように推測いたすわけでございます。

○松井誠君 その率を私は知りたいわけなんです。共済金額そのものは、四十年の引き受け共済金額百十億に比べて、四十三年は二百三十二億という事で、伸びは相当な伸びがあるわけですが、これはいまあなたが言われたように物価あるいは漁価そのものが上がつてきた、そういうこともあつて、この伸びそのものが加入率の伸びにはもたらぬなと思ひます。あとのほうに、同じ白書ですけれども、四十三年度の共済加入件数の実績があるんですが、それによりますと、漁獲共済は前年度とほぼ同水準です。養殖共済についてははつきりしたことは書いてありませんけれども、

も、漁獲共済の四十三年度の加入件数が四十二年度とほぼ同水準だということを見ると、四十二年度、三年度の加入率というのはほとんど同水準じゃないかと思はれるわけですが、白書の二四〇ページですね。そういうところからうかがわれるのは、加入率があまり上昇してないのではありませんかという推計も成り立つと思ひますが、かりにふえておれば、おおよその騰勢、増加率といひますかね、おおよその率はわかりませんか。

○説明員(平松甲子夫君) 確かに、先生御指摘のように、加入件数につきましては、件数という形では数字の増加はほとんどないわけでございます。ただ、御承知のように、漁獲共済にいたしましても、種類によつて異なりますが、養殖共済にいたしましても、集合契約という形で一漁協でその漁協の組合員分の契約をするということでございますので、組合の組合員がその一件数の中に漁家の数がふえるということも当然考えられるわけでございます。その漁家の数のふえというものが、先ほど申し上げました一〇〇％に対する二二五％、この中からかりに物価上昇率を差し引きしましても、約倍近くになつておるのじゃないかというふうに私も考へております。

○松井誠君 倍近くという根拠が必ずしもはつきりしませんけれども、私が加入率を問題にするのは、この法律ができたときには、おおよそこういう低い加入率というものは予想しなかつたのではないかと思ひます。もっとやはり漁民がこれを利用するだろと。この加入率を見て私も非常にびっくりしたんですけれども、一体なぜ加入がこれだけ低いのかという理由について白書は何がしかのこゝろをあげておられますけれども、やはり掛け金が高い、それでそれが掛け捨てになる、そういうところからネックではないか。ここにPR不足とか、もう一つ何か理由をあげておられますけれども、加入率の低いという基本的な原因というのは一体何なんですか。

○説明員(平松甲子夫君) 先生御指摘のように、加入率につきましては必ずしも満足すべき様相ではないという事は、白書にも指摘しておるとおりでございますが、加入率の一番高いノリにつきましては四一％程度の加入率を示しておるといふこととでございます。それから養殖共済の中でも真珠であるとかあるいはカキであるとかいふものにつきましては加入率が低いわけでございますが、これにつきましては、被害率についてデータの不足その他もございまして、全国一律の被害率をとつておる。つまり、被害率の違う地区別の数字をネグつておるといふこと、それも養殖の最中に漁場移動と称して場所を変わるというやうなことにございまして一件の共済として扱わないというやうなことで、漁民の要望に必ずしもこたへるやうな体制になつていない。まあデータの不足あるいは資料の不足という事で、そういうやうな形で仕組むことがいいとわかつておりましたも、なかなか制度として仕組めないというやうなことからくる結果であると思ひますけれども、そういうやうなこともからみまして加入率が低いというところがあつたかと思ひます。

それで、先ほど御指摘の、加入率が低い点についてはお話でございますけれども、その点につきましては、国庫補助が平均四割をこすというやうな状況でございますので、必ずしも大きな原因ではなからうかというふうに私も考へております。

○松井誠君 付保率と申すのですか、共済金額に對する共済金額の割合、その付保率が低いでしょう。低いというこゝろのためにあまり使用価値もない。その付保率が低くならざるを得ないのは、付保率を高くすれば、自分の掛け金を掛けなければならぬ。そういうことで、漁民の零細な台所から言つて、万一の共済金はほしいけれども、しかし、共済掛け金を掛けていくだけの十分の余裕がない。したがつて、付保率は低くせざるを得ない。したがつて、そのいざというときのありがたみも少なくなる、そういうことにならうと思ひます。いま、四割の国庫補助というのは決して

少なくはないという話でしたけれども、農業共済はどうなつてゐるのか、これは管轄が違ふけれども、わかりませんか。

○説明員(平松甲子夫君) 確かに、先生御指摘のように、付保率が低いということもございまして、付保率を高めるということなどもまた掛け金の増高を来たすということなどもございまして、漁民のほうも必ずしも一べんにそこまで飛び出すというやうな形の要望も少ないのではないかとこのように想像されますけれども、これは私どもの想像でございます。

それで、農業共済のほうの国庫補助率はどのくらいかということもございまして、正確には承知いたしておりませんが、大体五割をこす程度のものでなからうかというふうに考へております。

○松井誠君 これは、農業共済の場合に、この「四十五年度において講じようとする施策」の中に、管理経費の補助を増額するといふ項目がある。保険掛け金の補助といふのは、これの補助率の変遷はどんなになつてゐるのか、最初からずっと同じですか。

○説明員(平松甲子夫君) 四十二年度に保険が発足いたしました際に五％の補助率の引き上げを行なつたという実績があるわけでございます。

なお、先ほど、農業保険との比較で国庫補助率の御指摘があつたわけでございますが、私のほうの漁業の中にもいろいろ種類があるわけでございますが、農業に比較的性格が似ているといふふうに考へられます。漁獲共済であるとか、養殖共済であるとか、そういうやうなところの、漁獲共済の中の採貝・採藻とか、養殖共済の中のノリ養殖といふやうなもので計算をしますと、五〇％をこすという補助率になつております。

○松井誠君 四十二年度にいまの制度が発足するときに五％を上げて、それでいま言った平均して四十％、高いのは五〇％をこすといふ補助率になつたわけですね。一度上がったきりですか。そのまま変動ないわけですか。

○説明員(平松甲子夫君) まだ四十四年度が済んだばかりというような状況でございまして、四十二年に上げてまだ実績そのものも確実に把握されていないという状況でございまして、四十二年の当初に五%上げただけで終わっております。

○松井誠君 管理経費の補助の増額というのは、大体率としてどれくらいになるのですか。

○説明員(平松甲子夫君) 管理経費につきましては、連合会と共済組合の事務人件費を補助いたしておるわけでございまして、三十九年度に約三千八百万円の補助をいたしたわけでございまして、四十三年度には約一億の補助をいたしておるということでございまして、四十三年度の数字で申し上げますと、連合会の事務人件費合計の二一%程度の補助、共済組合につきましては事務人件費の合計の三二%程度の補助ということになっております。

○松井誠君 特に共済掛け金の補助についていまのままでいかどうかという問題を実は私は中心に聞きたいわけでございども、この白書にも漁業共済制度がいわば漁家経営の安定に一体寄与しているのかしていないのか、しているとしたらどの程度寄与しているのかということについて評価があるわけなんです。加入率十数%という一さつき、ノリ養殖については四〇%という数字がありましたけれども、あれはどこにあるんですか、ちょっと思い出せないのですが、言わなかったんですか。

○説明員(平松甲子夫君) 養殖ノリについて四〇%と申し上げましたのは、養殖ノリの欄数に對しまして共済に加入しておる欄数の割合が大体四〇%をこすという状況でございまして、四一%と申し上げたわけでございまして。

○松井誠君 共済の加入率が、四十三年度は一〇%台、四十四年度はまだわかりませんが、これでは全体的に見て沿岸漁業の漁家安定に資しておるとは言えない低い数字だと思います。私は、これの

ネックの一つというのは、漁家経営の規模に比べて掛け金が高いということが大きい原因だと考へざるを得ないわけですね。農業共済の場合の補助率と漁獲共済は大体同じだという話がありましたけれども、農業共済よりも漁家経営のほうも苦しいわけで、そういう意味で国の補助というものはもっと元来必要分野だと思ふのです。

さっきの長期的には均衡する予定だということなことで、これで国は補助率のアップもしないし、赤字のめんどろも見ないというふうなことで、やはり漁業共済という制度はだんだん先細りになるのではないかと考へるわけです。この点について、国の補助率をもっと上げる——事務費の補助率アップはありますけれども、掛け金の補助率をアップするという考へ、将来そういうことを要求しようとする姿勢、そういうものはいま水産庁にないのですか。

○説明員(平松甲子夫君) 確かに、先生御指摘のように、現在の加入率については私も決して満足すべき状況にあるとは考へておりません。この加入の割合を高めていくことに努力をしてまいりたいというふうな考へております。その加入を進めていく方途といたしまして、先生がおっしゃる通りに、補助金の率を高める、補助割合を高めるという方法も一つの方法であらうかと思ひますけれども、まず、現在の漁業共済の仕組みが、漁業と共済というものがなかなかなじみがたないというところで、制度を仕組みます場合には非常にめんどろと申しますかむずかしいというふうなことがございまして、いろいろ仕組んでいるわけではございますが、そういう点についての改善を加えて、漁民が要望するような形の仕組みにしていくということにまず主力を注いでいくというこ

とで考へてまいりたい。補助金の割合につきましては、いま先生御指摘のような漁業共済とかそのほかの保険、共済の横並びの数字などを見合わせながら今後の動向に即して考へてまいりたいというふうな考へております。

○松井誠君 いまの点に関連しまして大臣に一点

だけお伺いをしたいのですけれども、漁業経営と農業経営を比べて見ても、漁業白書によりまして、たとえば四十三年度に漁家の所得としては伸びておりますけれども、漁業の所得というのはいしる下がっているのですね。一三%減になつてい

る。その兼業の所得がふえたためにどうにか漁家所得全体としてはふえてきている。こういうことで、農業経営の実態よりも沿岸漁業経営の実態というのはいしる。そういう中で共済制度というものが三十九年に発足をして、四十二年に国が保険をするという制度を新しく導入した。しかし、必ずしも数字的にははつきりしませんが、漁民の加入率というのはいしるために何か飛躍的に多くなつたとも考へられない。一〇%台という非常に低い加入率、四十三年度現在でそうなっております。これは、大きな原因の一つは、やはり掛け金が漁家経営を圧迫するということも大きな原因としてあるのではないかと。ですから、こういう状態を、ほんとうに共済組合員の漁家経営の安定に寄与するということに発展させるためには、やはり

国が農業よりも以上にめんどろを見る必要があるのではないかと考へるのです。四十五年度では事務費の補助率のアップというのがあったようにですが、けれども、掛け金の補助率については昭和四十二年度以来据え置き、そういう中で漁家経営がそういう形でだんだん後退をしていく。それは私が先ほど申し上げましたような意味でやはりめんどろを見なければならぬのではないかと、そういう気がしてならないのですけれども、大臣の考へをひとつお伺いしたい。

○國務大臣(福田赳夫) 最近の漁村につきましては、私も非常に心配をしておるわけでございまして。漁業の環境が非常に変わつてきておる、そういうふうなことで農村と相通するものがあるというふうに見ているわけでございまして。これに對しまして、何と言つても漁業の生産環境を整へる、こういうことが大事であらうというふうなことで、農林当局におきましても、漁港の整備でありますとか、あるいは魚礁をつくりますとか、い

ろいろのこまかい配慮をいたしておるわけですが、移り行く経済環境の変化に對応いたしまして漁村をどういうふうにしていくかということ、農家の問題と並んで非常に重要な、しかも困難な問題になつてきておる、こういうふうな思ふわけ

です。まあそういう中において共済制度がつくられた。いまこれがスタートしたばかりでありますので、今後どういった役割りを果たすか、今後の推移を見るという必要もあるかと思ひますが、共済制度というものはこれはもういろいろな部門にあるわけでありまして、横の権衡をにらむということもまた非常に大事な問題でございまして、そういうふうなことで、いまお話にありました、これに對して国庫助成をふやす、それによつて掛け金を減らすというふうなことは、当面は考へておりません。おりませんが、この推移をよく見まして、何とかして漁村が立ち行くように、また、その中におきまして共済制度というものが有効な働きをするようにということをお願いしたいと思つております。

○松井誠君 とにかく私も、名前が漁業の災害補償、災害の補償をするというのですから、共済とか保険とかいう形式じゃないに、最終的には国が補償するといふたまででこの法律は出発をしたのだらうと思ふのです。少なくとも精神は、昭和三十九年から四十二年まで赤字が出た、それを国がことしの会計でやるといふ見込みですが、そのうちそれを実質的に埋めてやろうということになる。国のそういうふうなうしろでがないといふとどっちみちひとり立ちができない、少なくともこういう低い加入率の共済組合でひとり立ちができないというところはつきりしているわけですから、年々赤字を埋めていくならば、同じものをむしろ補助金のアップに振りかえて、そして漁業共済がもう少し強くなるようなそういう仕組みのために金を出すほうがもっと生産的ではないかと思ふのです。ですから、発足早々とはいひますけれども、三十九年に発足してからもう数年たつてい

るわけですから、もうおおよその見通しというも

のもそろそろつく段階だと思う。ですから、補助金のアップというものはやはり現実の問題として考えていただきたい。

最後に、もう一ぺん水産庁にお伺いしますけれども、この白書の二四二ページのところに「養殖わかめ共済方式の検討」というのがあられるわけですね。これは具体的にどういうことですか。

○説明員 平松甲子夫君 養殖わかめにつきましては、三十年代の末ごろからわかめの養殖というものがある。だんだん盛んになってまいりまして、制度発足の際にも養殖わかめを対象にしろというような話があったわけでございます。ただ、まだ養殖技術というものが不安定なものでございまして、地域的にも片寄っておりまして、それから被害率その他についてのデータも乏しいというようなことで、発足当時は養殖共済の指定対象とすることを遠慮いたしたわけでございますが、先般の台湾坊主の災害に際しまして、宮城、岩手両県に養殖わかめに非常に大きな被害があった。で、養殖わかめの収入というものが漁家経営にとっても漁家所得にとっても相当大きなウェイトを占めておるといふような実態でございますし、制度発足当時にそういう御希望があったということで、私どものほうもいろいろ検討を続けてまいりましたので、まあ前向きに養殖わかめを共済の対象にするというような方向で続けて検討をするということでございます。

○松井誠君 私も、実は、この連休に郷里に帰ったのですけれども、佐渡ですけれども、やはり養殖わかめが盛んなんです。やはり台湾坊主らしいという話でしたが、いまのお話を聞けば台湾坊主ですね。それが原因でずいぶん養殖わかめの収穫が落ち、それでやはり漁業共済に入っておればという声が現実にあるわけです。これは具体的に養殖わかめが漁業共済にはいれるという方向で検討をされ、結論はいつごろ出されるのですか。

○説明員 平松甲子夫君 現在被害率についての算定というのについて研究をいたしておるわけでございますが、どういふ共済方式がいいのか――と申しますのは、天然わかめについてもすでに共済をやっておるわけでございますから、できたわかめは天然と養殖わかめの区別ができないというところがございまして、それから養殖わかめの価格によって天然わかめの価格が左右されるという問題がございまして、養殖わかめと天然わかめを含めましてどういふ共済の方式にするかというところ、これが非常にむずかしい話でございます。ですから、いまその検討をしておるわけでございますが、でき得れば、私もといたしましては、四十六年度から実施できるようなところで検討いたしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、いま申し上げたような点についての技術的検討が十分できませんので、またいろいろ問題も起こるかと思っておりますので、そういう点について一生懸命に検討いたしておるところでございます。

○松井誠君 これでおしまいにしますけれども、そうしますと、養殖わかめも漁業共済に入れるという方向で検討しておる、これは間違いないですね。

○説明員 平松甲子夫君 いま先生のお話のとおりでございます。

○横川正市君 大臣に先に質問をいたしますが、実は、共済制度が、公務員共済とか農林共済とか、共済制度という制度があるわけですが、横の連係を非常に重視をして、實際上、共済制度の効率を高めることを望まない状態がこの漁業共済に非常に強いのではないかと。たとえば火災保険ならば、危険度の高いものについては、掛け金が高くなってそして保険料あるいは共済金というものがそれそれきめられておるわけですし、それから一般に危険度の低いものについては、保険料が安く保険金がそれそれきめられるというものになるわけですが、横の連係がとられる中でこの漁業関係というのは危険度が一番高いのに比べて、保険の支払い能力がそれに付随をしない、ことに沿岸関係の漁民の収入ですね。そういう状態にないから共済制度が非常に強く望まれている、そういう

ことが零細な漁家なんかの場合には言えるのじゃないかと思うのですが、横の連係を見て均衡をとるということにせよ、漁家は漁家特有な体質に見合った共済というものを考える必要がある。相互扶助という関係ではなしに、言ってみれば社会保障という関係のほうが強い色彩になるのじゃないだろうかと思うのですけれども、これは質問通告をしていないで、いま松井さんの質問から関連してお聞きするわけなんです、要慮すべきことである、しかし問題があるから検討したいというところなんです、その点はもう一歩突っ込んで、対応できるような共済制度をつくるという意思がないかどうか、まずお聞きしたいと思っております。

○国務大臣 福田赳夫君 これは私がお答えするのが適当であるかどうか、まあ共済制度の本体の問題ですから、あるいは農林大臣のほうが適当かと思っておりますが、私は、どうも、お聞きしますと、各省の共済制度に政府が助成を行なう、こういう関係で総合的に見ておるわけですね。常に、共済制度につきましましては、それらの制度間のバランスを考えなければならぬ立場にありますが、特に漁業共済につきましましては農林共済との関連ですね、これを考えなければならぬわけでありまして、大体、今日の漁業共済は、農業共済とバランスがとれておる、これより悪いこともなし、また、よいこともないというふうな状態になっておるわけですが、先ほども申し上げましたように、この保険制度がどういふふうにかから動いていくか、そういうような点をよく見まして、これが有効に働けるようにということには常時検討していただきたいと思います、こういうふうにご検討しております。いま念頭にありますのは、漁業と農業を一体どういうふうにするか、こういう問題になっておりますので、ちょうど水産庁もおりますので、今後検討していただいてみたいと、かように考えております。

○横川正市君 私は、松井さんのようにきのう行って実際を見て来たというわけではないので、

ちょっと非現行になるのですが、沿岸の漁家の実態というものは、いま時分になれば、おおよそ収入源というものが、農業だけでなしに、兼業みたいな畑作だとかあるいは出かせぎだとかいうようなことが付随して出てくるのですが、冬季はほとんどそれがなくて、非常に遠距離を出かせぎに集中するといふような状態を私もずいぶん見受けられて、それに対応するのにはどうしたらいいかというところをいろいろ相談にあずかったことがあつたわけなんです、そのときの北海道あたりの零細沿岸漁民の年収は、時期的にはちょっと先なんですが、十五、六万ですね。それで、一月、二月くらいの時期は、岩に打ちつけられるノリを零下何度というふうなところで採取している。ほとんどそれが収入源になっておるために、沿岸の漁家というものは、小学校にも行かないような子供が留守居をしながら、両親というものは相当長期に長距離の出かせぎに出ておるという状態というものに私ども接触をして、もたれいへん問題だと感じたことがあるわけなんです。いまそのとおりかどうかというところは、ちょっと非現行になつてい

ますので、まあ、あまりこういう状態だからということでは言えませんが、いまなおやはりそれと同じような状態でないかと思うのは、北海道の日本海の沿岸というのはいまだ人口が激減していつておりますね。そういうことを考えながら、そういうようなところで感ずるのは、共済制度があつても共済制度に加入することができないという問題が出てくるわけですね。ところが、農村は、なんだかんだと言つてみても、それは労働条件というものは劣悪じゃございませぬし、それから共済制度に加入するにしても耕作反別の場合に比べて加入するわけですから、収入その他から見て掛け金がかけられないという状態でもない。いま大臣の言われるように、沿岸漁家とそれから農村とを横の線で見合つて制度というものを考えるとなると、沿岸漁村というものはうんと条件というものは悪いような気がするわけですね。共済制度、いわゆる相互扶助的なもので考えておつ

○説明員（平松甲子夫君） 本来、この勘定別に区分いたしておりますのは、特別会計のおのをおのにすべき性質のもので、同じ特別会計の中に入っておりまして、その勘定相互間の共通勘定というものはいたざないということでございます。ただ、事務簡素化と申しますか、そういう観点から、一つの漁業に關係した保険ということで特別会計を一本にしておるといふことだけでございすので、もともとと保険の仕組みからいいますと、漁船のほうで仕組みます仕組み方と、漁業共済のほうで仕組みます仕組み方とは全然違います。長期均衡という観点で申しますと、船のほうの長期均衡とあるいは漁獲物なり養殖なりについて仕組みれる長期均衡というものは全然別個の観点でございすから、両方共通で考えろといふこと自身共済制度としてはおかしい仕組みになるのじやな

いかとうふうに私どもは考えております。

○横川正市君　一つの掛け金をかけて、それに保険金というものを算出して、そうして総合的に経営ができ上がっている場合は、たとえば自動車保険などは、相手にけがをさせたときでも、自分がけがをしたときでも、車をいためたときでも、自分だけめられたときでも、一つの保険の中に仕組まれて、そうして黒字になる場合もあるし赤字になる場合もある。しかし、総合的にある程度運用ができればいい、こういうのが保険の一つの仕組みだろうと思うわけなんです。この漁業共済はかりに別にしても、漁船普通保険と漁船特殊保険、それから漁船乗組員給与保険というんですか特殊なものがありますね、拿捕とか、思わぬ、災害とは別個な危険負担がありますけれども、大体私はあとで聞きたいんですが、ノリ関係というものは将来一体これで共済制度が成り立つかどうかという点を聞きたいと思うんですけれども、どうも採算が合わないさそうだというようにことで共済制度自体がこわれてしまう。あくまでも一般会計から赤字になれば幾らでも繰り入れますよというかつこうのものならばこれは共済ではない、こう思うわけですね。共済として成り立つていくとすれば、やはり



たためにこういう災害を受けたわけでございますが、四十四年度について申しますと史上空前の豊作ということでございまして、傾向的に海温が上昇しておるためにノリが災害を受けやすい傾向に

業者なりの団体と同じように定款の定めるところにより総会で選挙を行ないまして役員をきめるということでございますが、法律上は、理事五人以上、監事二人以上ということで規定されておるわ

れから四十一年は、小売り価格が百六十三円に対して生産者価格は百十三円で、中間の費用が五十円、四十二年度は、百八十円の小売り価格に対して生産者が百六十二円、これは十八円、それから四

場合に共済の対象になるけれども、ウナギのような場合には毎日仕込むので、これははつきりとののくらゐと押えられないということが、一つの大きな原因になっておる。しかし、実際にあがつてお

るものを見れば相当な量で、これははっきりわかつておるわけでありませう。そういうように、うまくつかまえられるから適用できないというのじゃなく、私は一括して何か考える方法をとれるのが政治のあり方としては当然じゃないかというのを考えるわけなんです。マダロの養殖等も始まりつつありますので、そういう点について共済の制度のあり方自体についてはっきりとしたものを立てる必要があるんじゃないかと思うのですが、その点について伺ひしておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 私、ウナギのことはあまり詳しくございせんので、まことに申しわけないのですけれども、水産庁のほうから御説明をしたい、こういうことであります。お聞き取り願います。

○説明員(平松甲子夫君) ウナギにつきましては、ウナギの養殖形態が、海面養殖と違いまして、多くの養殖事業者が同一の水域で集团的に営まれるという形態でないということが一つ、それから漁業協同組合との結びつきがわりに弱いというふうなことがございまして、さらに、技術的な問題といたしましては、共済の対象になります養殖数量をどうやって把握するか、池の中にどのくらいウナギが入っているかわからないというふうなことがございまして、適宜池から抜いてウナギを売っていくということでございますので、全体的にどの程度出荷したのか、損害数量はどういう程度のものになるかというふうなことがわからないというふうなことでございまして、私どもとしては、制度発足当時はウナギを養殖共済の対象にしなかつたわけでございます。先生御指摘のように、昨年から、養殖ウナギについて相当被害が発生いたしましたために、ウナギを養殖共済の対象にしてほしいという要望が出ておるわけでございますが、この点につきましては、いま申し上げましたような技術的な難点が致命的になりそうないたいたしますので、いましばらく検討させていただきますというふうに思います。

○横川正市君 どうも、やみくもにウナギの話が出たのですが、(笑)漁家の共済加入のいわば掛け金の算出の問題なんです。ノリひび一棚当たりの平均生産額を一万三千円程度に見られていたのは、これはどういう計算の根拠になっているわけですか。漁家一戸当たりの平均棚数が五十五棚ぐらいだということではあるわけですが、これは非常にいろいろな変動をしているわけですが、どのくらい平均をとって一万三千円というふうにきめたものでしょうか。

○説明員(平松甲子夫君) 先生のお手元に差し上げております一万三千円という数字は、四十三養殖年度におけるノリの生産者の売り上げ総額を棚数で割りまして推定した数字が一万三千円という数字で、したがって、一万三千円になるであろうという推定でございます。共済の対象になる共済金額につきましては、一棚当たり五千円というところで仕組んでおるわけでございますが、これはノリの養殖についての経費をまかなう、つまり再生産を確保するという意味においては、経費を支弁し得るような金額であればいいのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○横川正市君 実は私のちょっと聞きたいポイントが、共済制度ですから、不作、豊作で変動があつて、何年か平均をとれば採算が合えばいい、こういう考え方に立っていることは私は間違いないと思うのだけれども、ただ、ノリの最近の状況を市場で見ている限り、値段というのは非常に大きな変動を来すわけですから、それは値段の変動というのはどこに原因があるのかというところが一つあるわけですね。それから同時に、生産者が再生産のために共済に加入をしているとしても、掛け金が一体要当か要当でないかという点が一つあるんじゃないか。そういう点から、実際上の内容を見てもみますと、普通一棚当たりの標準的共済価額五千円が再生産費として一つの基準だと。それに対して七・六%掛けて共済掛け金の三百八十円というのを出しているわけですね。この七・六%というのは、これは他の共済とのつ

り合いですか、それとも、独自の計算によるわけですか。

○説明員(平松甲子夫君) 御質問は二点あったと思いますが、ノリの価格でございますが、ノリの価格はやはりノリの需給関係によつてきまるというところがございます。四十三養殖年度のノリにつきましては、三十億枚を割るという空前の不作でございますので、異常の高値を呼んだ。それから四十四養殖年度産のノリにつきましては、五十五億枚をこえるであろうという豊作でございますので、漸次価格が低落しているということでございます。価格が需給関係によつてきまるといふことに私も考えております。

それから掛け金の七・六%でございますが、これにつきましては横並びを見るところではございませんで、過去の被害率を計算いたしましたので、それから算定した数字でございます。

○横川正市君 この三百八十円というのは、そうすると、掛け金としては、共済の再生産費の最低を求めたのに必要な掛け金として逆算をしたものではないわけですか。

○説明員(平松甲子夫君) 先生御承知だと思いますが、共済の仕組みといたしましては、共済の掛け金を支払うにたいして、事故が起きました際に共済金を支払うということになっております。長期で見れば場合には共済掛け金による収入と共済金支払いによる支出とが均衡するという仕組みでございます。過去、過去の被害率で計算いたしました七・六%の三百八十円に棚数を掛けましたもので共済金をいたしておれば、そういうことでいいのだいた共済掛け金で共済金が支払えるという仕組みになっておるわけでございます。

○横川正市君 そうすると、掛け金の算定は、たとえば被害率が平均幾らということ、その掛けられた被害率によつて出された金額だけれども、将来は、もしこの被害が多くなれば掛け金は高くなるし、それから被害が少なくなればノリの生産が順調であればこれは安くなると、こういうふうに変動されるものと考えていいわけですか。

○説明員(平松甲子夫君) 危険率と申しますか、被害率と申しますか、こういうものは年によつて変動をいたしておりますが、ノリの養殖につきましては、歴史は古うございませうけれども、最近大いに技術革新が行なわれておまして、漸次被害の発生する率は低くなつてまいるのでないかというふうなことを考えておりますが、何ぶん天候海況が非常に大きな支配力を持つわけでございますから、やはり年によつて変動がある、そういうふうなことでございまして、制度が発足いたしましたのでございませうけれども、制度が発足いたしましたのでまだ十年前後でございますので、そのとり方につきましては多少制約があるというところで、あるいは将来被害率が高まるというふうなことがございまして、原則としては先生がおっしゃるような形で掛け金がふえる。その掛け金の中には国庫補助と漁家負担というものがございまして、非常に漁家負担が高まるという場合には、過去にも前例がございまして、国庫負担率がある程度上がるということも考え得ようかと思ひますけれども、そういうふうなことがこのものは相当あるのではないかとこのように考えております。

○横川正市君 この掛け金の比率は、国とそれから加入者で半分ずつになるわけですか。

○説明員(平松甲子夫君) この共済の仕組みは非常にこまかくなつておまして、経営規模がどの程度であるかということによって国庫負担率が相違しておると。ノリのひびのことを一棚と申しましたけれども、百棚未満の漁家に対しては国庫負担率が六〇%、三百棚以上五百棚未満の漁家については四分の一というふうな間差がございまして、そういうものを平均いたしまして四割強というところを申し上げたわけでございます。

○横川正市君 普通の共済組合の掛け金の計算とはだいぶ違うわけですね。普通の共済ですと、一五%なら一五%やつて、あとは折半になるわけですね、掛け金。そうすると、その掛け金の率については、農業共済と同じにしたいわけですか。

○説明員(平松甲子夫君) これは、過去の被害率





影響力がかりにないというふうに言えるかもしれないが、日本の農作とされていることしあたり、値くずれとかそういったことがこのことによつて影響は全然受けないというふうにお考えになりますか。

○説明員(平松甲子夫君) 値くずれが一番心配になりますのは、生産者の手元に製品がございまして、それが輸入することによって買いたたかれるという状態がわれわれとしては一番心配なわけでございますが、その点につきましては、もう大半は生産者の手を離れておるといふことでございまして、あとは流通段階に商品がとどまつておる。

で、その流通段階に商品がとどまつておる段階で、韓国ノリをどの程度輸入するかは別として、輸入しました際にどういふ影響があるかというところでございしますが、ことしの供給総量からいいますと、商品の数量ではそう大きな影響はないのではないかと考えております。ただ、韓国ノリを輸入いたしますと、まあ五十五億枚程度のものは相当の供給量であると考えておりますから、翌年の新ノリの生産の段階で持ち越しがかなりふえるということになりますと、生産者にある程度の影響を与えるということもあらうかと思ひますので、その点については配慮してまいりたいというふうに考えております。

○横川正市君 輸入ノリの場合の経路なんです、韓国ノリの輸出組合というのから日本海苔輸入組合、そのあとに社団法人海苔協会というのがあるわけなんです、この日本海苔輸入組合と社団法人海苔協会というのとはどんな関係になっておりますか。

○説明員(平松甲子夫君) 御承知のとおり、社団法人海苔協会といふのは、生産者の団体と問屋さんの団体と加工屋さんの団体の代表が、韓国ノリの従来のこの協会がございすまでのいろいろないきさつから考へまして、一元的に輸入をするということが賢明であらうというふうに判断をして、水産庁も指導いたしまして、海苔協会というものをつくりまして、ここで一元的に輸入をする

ということにいたしましたわけでございます。その輸入の代行機関と申しますか、商社的な役割り、輸入商社というものの組合が日本海苔輸入組合というところでございす。海苔協会の代行者というところで輸入のもろもろの手続をするというのが日本海苔輸入組合のメンバーの商社の役割りでございます。

○横川正市君 日本国内ノリの場合、第一次問屋、第二次問屋と機構の中に分かれておるわけですが、これはどういう役割りをしておるのでしょうか。加工業者の場合も一応問屋としての役割りをしているようなんですが、これは取り扱いのあれが一つ一つふえればふえるほどどこで幾らかずつのマージンというものを取るわけでしょう。ですから、第一次、第二次というふうに分かれ、あるいは加工業者が問屋の役割りを果たしているという、その機構というのは、どういふふうになっているのですか。

○説明員(平松甲子夫君) ノリの流通機構は自然發生的にできたものでございまして、人為的にこしらへ出したものではございせんので、画然としたものは申し上げかねるわけでございますけれども、一次問屋と申しますのは、生産者の団体共販をいたしておりますが、生産者の団体の共販、あるいは生産者の庭先から品物を仕入れてくる問屋さん、これを一次問屋と言っているわけでございます。そういう一次問屋が直接小売りに売る場合もございすし、また、二次問屋と申しまして、たとえば一次問屋で何億枚という品物をそろえるというところでございすすと、それを全部さばくというわけにはまいりませんので、二次問屋で小分けをいたしまして、その中の何百万枚かを二次問屋で売る。あるいは、二次問屋は、自分で何百万枚かは扱ふけれども、生産者のほうに直接出かけるだけの足を持たない。そういう関係で、一次問屋と二次問屋は、おのおの相互扶助と申しますか、お互いの役割りに依存しながら流通の役目を果たしている。それから加工業者につきましましては、もともと加工業者は品物をさばく

ばく方便として加工に手をつけたということから、加工業者が問屋をかねていることが多い、こういうことであらうと私は考えております。

○横川正市君 ですから、あまり値段の開きはないうたと言われているわけですが、たとえば百六十円の生産価格で二百七十五円、これは平均ではないようですが、百十五円ばかりの中間的なものが費用としてかかっているわけなんです、これはノリの十枚ですよ、ちいちゃな。あの十枚に中間が百円以上もかかるというのは、これはかなり過ぎなんじゃないですか。

○説明員(平松甲子夫君) 先ほど御説明いたしました、生産地の価格と申しますのは、小売りの標準にとつております黒ノリの中級の上から下物まで全部を平均した価格でございます。それから小売り価格というのは、総理府が一定の規格をとつて計算をしなければ価格の推移がわからないということ、黒ノリの中級の上という固定的なものを扱っているわけでございますから、その間の数字を直接比較していただきますと、多少誤解が出てくるのではないかとお考えをいたします。ことに、四十三養殖年度は非常に不作為ということでございますので、品質はかなり落ちておつた数字である。それから、先ほど申し上げましたように、あとになりまして数量が非常に不足したというところがございます、需給の関係で価格が多少小売りのところで上がっているということもあらうと思ひます。

○横川正市君 ひび一欄の生産が一万円ちよつとで、しかもそれに共済掛け金をかけて、大体再生産に見合う金が五千円ぐらいでかけて生産をされたところの価格と、それから中間の価格と、小売りの価格とを見て、ノリの場合には何か機構的に、他の商品でも同じかもしれないが、中間が少し高過ぎるのじゃないかという気がするわけですが、これは嗜好品が必要品かということでもいふん大きな違いが出てくるわけですが、必需品という見方をすれば、もう少しノリ価格を

構成しているものを追跡調査等をして、食せんに對してもっと低廉なノリを提供する必要があるのではないかとお考えに思ひますが、どうですか、その点は。

○説明員(平松甲子夫君) ノリの性格論につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的には嗜好食品であるといふふうにお考えをしておりますけれども、食生活が高度化するにつれて、ノリを食べる割合と申しますか、そういうものがふえてきているという意味におきましては、漸次われわれが考慮を払ふことが必要になってきているといふものであらうと思ひます。私どもが追跡調査をやつてみました経緯からいいますと、先ほど申し上げましたように、小売り価格に對して生産者の手取りは六割から六割五分程度のものではな

いかというふうにお考えをしております。ただ、ノリの流通段階における問屋の役割りといふことにつきましては、皆さん方は、ただ品物を動かすといふことだけでそれだけのマージンをとつておられるかと思ひますが、共販の段階でせり落としましたノリを、小さく十枚ずつに包みまして箱に入れますと、それを運搬いたしましたので、これが三月ぐらゐまでに生産されたものでございすから六月のつゆを越しますまでには必ず火入れと称して湿気を抜くという過程が必要になりまして、その間に購入したものを一年かかって売るといふことでございすから、そういう加工の経費——加工と申しますのは、火入れをして湿気を抜く、それから貯蔵、保管、金利といふものが含まれておるといふことでございまして、通常の場合の品物をただ取り扱うだけのことではないといふことを御承知願ひたいと思ひます。

○横川正市君 私は、普通のあれからいいますと、ノリというのは、嗜好品ではなしに必需品になつてくるのじゃないかというふうに思ひますが、嗜好品として取り扱われている場合とそれから必需品の場合では、いくらか取り扱いにも考え方も違つた面が出てくるのじゃないかというふ

うに思います。それからノリについては、やはり市場が相当高値だということが一般的感覚として受けているわけですね。だから、それは食っても食わなくてもいいんだから、高ければ食わなくてもいいということになれば別ですけれども、普通必需品化している場合には、やはり高値であるという点については対策が必要だということになるかと思ひますので、そういうことから担当の部門でも相当考慮していいのじゃないだろうかというように思ひます。

どうも、少し勉強不足で、要点がぼけたようですけれども、要は、生産者の立場の者が共済制度の中で相互扶助をしているというところは、一般の公務員の相互扶助とか農民年金のような相互扶助と違いは質疑の中で明らかにしたいと思ひておりましたけれども、どうも中途半端になったような感じがいたします。ただ、大蔵大臣も言っておられますように、検討する要素というのは多くあるというふうな考えられている点を、ぜひひとつあなたのほうでも十分検討していただきたい、かように思ひます。

私はこれで終わります。

○鈴木一弘君 一つ二つ伺ひしておきたいのですが、一つは具体的な例で伺ひたいんですが、公害に関する場合には発生源がはっきりしてないときは共済の対象になっておりますが、問題は、小田原から西側の真鶴の辺にかけましてブリ網が非常に多いわけでありまして、あそこに高速道路ができてから、光が強くてだんだん沖へ持つていかなきゃならなくなっている、そういうような公害ですね、この場合ははっきりしているような公害ではないような公害になっておりますが、あれはどういうような具体的な処置といたしまして共済がされたのか、その例を伺ひたいと思ひます。

○説明員(平松甲子夫君) 現在の漁業共済制度の中では、第三者である加害者が明らかである場合には共済の事故として取り扱わないという考え方は

に立っておりまして、たとえばだれかがやってきてノリのひびをぶちこわしたということのために事故が発生したという場合には、共済金は支払ひはしない。しかし、かわりに漁業者はそういう加害者に対して損害賠償の請求をするということに足りるのではないかとこのように考えております。ただ、先生いま御指摘のように、自動車の光というものでございまして、加害者は不特定多数になるということとございまして、そういう場合に第三者から損害賠償の請求ができるかどうかという点については問題があると思ひます。ただ、その点につきましては、漁獲共済については、過去の一定年間の漁獲金額に對しまして共済期間中の漁獲高がどうだというふうな考え方によっておりますから、いま御設例のような例になりますと、多少どちらのほうに属するかという問題はあろうかと思ひます。

○鈴木一弘君 これは具体的にあそこにブリの定置網がずっとありますけれども、これについての共済ですね、非常に光がチラチラするというところから、漁獲高がたつと減ったというところは御承知のとおりだと思ひますが、適用された実績はどうなんですか、それがわかりましたら伺ひたいんですが。

○説明員(平松甲子夫君) 私ども光の害によつてどの程度ブリが減ったかということについてデータを持ち合わせませんので、それがどういふふうな処理をされたかということについてお話を申し上げることができないわけでございますけれども、ただ、いま申し上げましたような漁獲共済につきましても、過去の一定期間の漁獲金額に對して共済期間中の漁獲金額がどうかという比較をいたしておりますので、その意味からいいますと、そういう際に漁獲の金額が減つておれば差額として出てきておるのではないかとこのように考えられますけれども、それは光の結果で減つたのか、それともほかのことで減つたのかということとは私ども断定いたしかねますので、いづれとも断定いたしかねるというふうなことでございまして。

○鈴木一弘君 これは、ブリだけじゃなくて、その他にアジとかいろいろなものがあるのでございましてけれども、地元漁民に聞けば、高速道路ができて光が間断なく一定じゃないわけですが、年じゅうチラチラするというところで沿岸からだんだん沖合いへ逃げていくというところははっきりしております。あそこ高速道路ができてから以後、損害といひますか漁獲高が減つていくということはおいて、それが原因なのか何が原因なのかかわからない、原因がまるっきり不明であるというふうな場合もあるかもしれないけれども、具体的な例は現在自分持ち合わせておりませんが、あそこの場合、はたして共済が適用になったものか、なつていないものなのか、その具体的な資料というものをもらいたい。それでまた質問を続けたいと思ひます。

○説明員(平松甲子夫君) 私が申し上げましたのは、過去の一定期間の漁獲高に比しまして共済の対象になつておる期間の漁獲高が減つておるかどうかも減つておる期間の漁獲高が減つておるものも共済事故として共済金を支払うということとでございまして、漁獲高が減つたものについての取り扱いということとでございまして、共済の対象として取り扱つたということになると思ひます。ただ、その場合、減つたのが光によつて減つたのかどうかということについては、私ども断定いたしかねますので、光によつて減つたものだということをお答え申し上げる自由を持たないということを申し上げたわけでございます。

○鈴木一弘君 實際適用されたのなら減つたで、漁獲高が減つたということになつたらなつたでけつこうですか、その資料をいただきたい、具体的な。

それからいま一つ伺ひたいのは、先ほどノリの問題について嗜好品である云々であるという話がありましたが、嗜好品なのか生活必需品なのか、生活必需品の部類が私どもは強いと思つておつたのですが、

水産庁で分けておる嗜好品の部類とそれから生活必需品の部類とどう違つてゐるのか、それを品目別にわかつたら言つていただきたいと思ひます。

○説明員(平松甲子夫君) 生活必需品と嗜好品との分類というのは非常にむずかしいございまして、たとえば終戦後のような困窮状態における生活必需品と、今日みだいにわりあひにものが豊かになつてまいりましたときの生活必需品というものを比べますと、たとえばテレビが生活必需品といわれておりましたけれども、終戦当時は生活必需品と考へた人はだたもおいでにならなかつたというところで、現在の段階で生活必需品であるかどうかというところでお尋ねがございまして、私どもとしては生活が高度化したために嗜好品としての性格にもある程度変更を来たしたのではないかとこのことを御答弁申し上げたのでございまして、そういうふうな考へております。

○鈴木一弘君 いや、ノリは嗜好品であると。ワカメはどちらに入るんですか、具体的に聞いてみたいと思ひます。

○説明員(平松甲子夫君) 非常に分類がむずかしいございまして、私どもも、水産行政はいたしておりましたけれども、食品分類はいたしておりませんので、生活必需品というものを生活をやつていく上にとりまして必要なものという最小限に限定いたしますならば、米、パン、それに味噌、しょうゆといふようなもの、そういうものを生活必需品と言ふのだらうと思ひます。ただ、そういうことではなくて、ある程度の生活をするということでの生活必需品ということになりますと、その中にノリが入ってくる、ワカメが入ってくるということも考へられるだらうかと思ひますが、生活必需品と申しますのは最初の段階のものが通常考へられておまして、それが生活が高度化したためにどの程度ふえてきているかということについては、まだ社会一般の通念といふものはないように思ひますし、私どももいたしましてはそれが生活必需品であるという分類はいたしてないわ

けでございませう。  
**○鈴木一弘君** そういう点がはっきりしない。先ほどの答弁を聞いていて非常に疑問があったわけなんです。

ここで話が全然別になります、いままでの漁獲云々というのと違って、新規に水産会社がある品物をとりに行く、こういう例があったわけでありまして。クラゲの例であります、クラゲをとりに行つてきて、結局五十トン以上のものが廃棄処分になつてしまつた。そういうような場合にも共済には関係してくるわけですか。いままでの実績はゼロである、新規開拓をしていく、こういう場合はどう適用になつてゐるんですか、それが失敗をした場合。

**○説明員(平松甲子夫君)** そういうふうな新規のものにつきましては、まわりにそれに似たような形のものがございまして、そういうものによつて推定をするということで、共済に加入できないという程度のものでございませう。

**○鈴木一弘君** 漁業の問題で私は一つ今度関心を持つてゐるんですけれども、非常に輸入する品物が多い、水産物はですね。また、加工品で輸入するものもある。そういうときに、わが国でも一つ一つの技術を開発しようということでもって努力をする。そのためには、船をチャーターしなければならぬ。網もつくらなければならぬ。実際にやってみるところが、それが成功すればけっこうでありますけれども、何度が重ねなければ成功にいかない。そうすると、実際はかゝるいままでのような網でもって魚をとつてゐる分には問題はないけれども、特殊なもの使つて特殊な加工をするということになりますと、これは操業するたびに赤字が出ていなければならぬ。それを何かのことで考えてあげなければ、ある程度積み立てをやらせる、共済をかけるとか、そういうことをしなければ、これはいつまでも新しい技術とか新しい漁法というものは開発されてこないことになるのじゃないか、そういう点を非常に考えるわけなんですけれども、いまのお話だと、そういう

ような例はいくらでもあるものだからどうして適用はできないという点なんですか、それでは、私は、わが国の漁業は現状のままで新しい漁法というものをやらぬでよろしいというふうな聞かえてくる。その点はいかがですか。

**○説明員(平松甲子夫君)** 加工その他につきまして新しい漁法を云々ということにつきましては、水産に限らず、ほかのものと同様に税制その他の面で考えていくということであらうかと思ひますが、水産につきましては最近漁場が非常に狭められておるといふようなこともございまして、新規漁場の開発につきましては国から補助を出す、あるいは全額委託で漁場開発をやるというようになつておるといふわけでございまして、そういう一般的な仕組みといふ申し上げたようなことをあわせて漁業資源の確保といふことが、蛋白質資源の確保に努力をいたしておるといふことでございませう。

**○鈴木一弘君** 質問と全然食い違つた答弁で、そういうものの資源の開発につとめてゐるというのではなくて、新しい漁法を開発しようとしてやつてゐると。そういう場合に、せっかくチャーターまでやつても、それがまるつきりだめになることがある。漁獲がゼロになつてしまふこともあるけれども、全部使えないという場合もあるでしょう。そうすると、それは共済の対象にならないのではなからうか。技術開発の研究という方法がないうんですか、そうすべきじゃないかというのです。そうしなければ新しい漁法なんか出ませんよということを言つてゐる。

**○説明員(平松甲子夫君)** いま私の答弁が多少食い違つておつたかもしれませうが、いま先生が御設例になりましたような事態でございまして、これは漁業災害補償制度とは多少考え方を異にしてゐるということとございまして、漁業災害補償制度につきましては、一定の経営といふものがございまして、その経営が、いままでやつておつたけれども、災害等に見舞われて経営の基盤がゆるむ

というような形では気の毒だというふうなことで、経営の安定を期しようというふうなことから災害補償制度が仕組まれておるわけでございませうから、いま先生御設例のような事態でございまして、これは共済制度のほかに仕組みで考えていくというふうなことであると、そういうふうなほかの仕組みといひましては新規漁場開発等について補助金なり委託費を出しておるといふ趣旨で御答弁申し上げたわけでございませう。

**○鈴木一弘君** 新規漁場開発ということではなくて、私は技術の開発のことを言つておるわけですが。災害とは一つのリスクです、先ほどもはつきり申し上げたように、新しい技術を開発していくために漁獲がとれないということになれば、一つのリスクと同じです。技術開発に伴うところの災害ですよ。そういうのがどうして入らないのか、これがわからない。

**○説明員(平松甲子夫君)** この共済の制度は、漁民同士が相互に扶助をするというところに制度の基本的な考えがあるわけでございまして、いま先生お話しの新技術の開発をこの制度で取り込むというところにいたしますと、新技術の開発については漁民が負担をするというふうなことになる、また、国庫補助もございませうけれども大半といひますか過半を漁民が負担をするということになりますので、そういうのを漁民が負担をするという仕組みで考えていくのか、あるいはほかの仕組みで考えるべきかということになりますと、私どもとしてはほかの仕組みで考えるべきでないかと、こういうふうな考えておるわけでありませう。

**○鈴木一弘君** それでは、ほかの仕組みで当然はつきりという点についてはやるといふか、現在までやつておるが、適用がないと思つておりまけれども、そういう点については考えておるのですか。新規に四十六年なら四十六年に新しい法案として出てくるのですか。

**○説明員(平松甲子夫君)** 先生御設例の新技術の開発というものが、具体的にどういふものをお手元

にお持ちでお話しになつておるのかわかりませうけれども、私どももいたしましては、そういうものが国が補助金を出したり委託費を出したりして助成すべき性質のものであるというふうに判断いたしましたならば、そういうものは後年度の予算において考えるということは当然考えるべきであらうと思ひます。

**○成瀬龍治君** 松井委員の質問に関連してお尋ねしておきたいと思うのですが、せっかく共済制度ができました、なかなか加入が容易じゃないやうです。制度になじまないという理由もさることながら、もう三十九年からやつておりました相当な年数がたつておるわけですが、一番ネックはどういうところにあるのですか。

**○説明員(平松甲子夫君)** 漁業が、普通の業態と違ひまして、天然災害を受ける度合いがひどいと申しますか、それから経営の態様が同じ漁業という点で観念いたしましたもいろいろあるやうなことでございまして、共済制度を仕組んでまいります場合に、相当程度の範囲の加入者と、それから相当の被害率なり何なりの蓄積、そういうふうなものがなければ、ある程度擬似的に仕組んでおる。たとえばノリにつきましては、やつと地区別にある程度分類いたしまして掛け金をきめるというところまで進んだわけですが、全国被害の低いところも低いところも一本の掛け金率で仕組むというやうなことでございまして、そういうやうなことが掛け金率に限らずいろいろな面にあると思ひます。そういうやうなことを今後改善していくことが漁民の方のこの漁業災害補償制度になじんでいただく早道であらうというところで、いままでの蓄積を反省しながらそういう制度の改善につとめてまいりたいというふうに私どもも考えておるわけでありませう。

**○成瀬龍治君** そうすると、あなた方も、制度の改善をやるやうなことを考えておみえになるわけですか。それじゃ、具体的には、漁獲のほうは、養殖のほうは、漁具のほうは、どの辺のところを一番ネックだから、例として三つなら三つの

くる。ちょっと聞けば私は計画はそれでいいと思  
うけれども、**実際運用**ということになると容易

じゃないと思う。ですから、もつと思ひ切った抜本的なことを考へていく必要があるんじゃないかというふうに思つて、意見を交へつてお尋ねしておるわけですが、どうですか。

○説明員(平松甲子夫君) 赤字補てんの問題につきましては、七分三厘が妥当であるかどうかというところでございませうけれども、基金の現在の余裕金の運用方針というものがございまして、それを大きく変へることなしに安全を見込んだ数字で七分三厘で運用できるのではないかと、これは安全を見て八年ぐらゐで赤字が消えるのではないかと、う推定をいたしておるわけでございます。いま先生のお話しの制度の赤字を消すという点でいま申し上げましたような計算でございませう。仕組みとして制度として赤字が出ないような形で考えられないかということでございますけれども、

共済制度と申しますのは、先ほど私が申し上げましたように、仕組みとしては長期間に収支とんとんになるという仕組みをとっておきまして、加入者のほうはあはくさいということになりますし、赤字であるということになりますと、どうもあぶないぞということになりますと思ひますので、たてまゝとしては収支とんとんで、その際、漁民負担を軽減する方法としては、共済掛け金についての政府の補助であり、あるいは事務費、管理費、人件費の補助であるというふうな形のもので漁民の負担感を軽くしていくというふうなことが考へられるので、いままでもその点で努力してまいりましたし、今後にも必要に応じて努力してまいりたいというふうに考へます。

○成瀬輔治君 これは扱われる共済保険金ですね、その総額はどのくらいですか、漁船まで入れて。――掛け金総額です。

○説明員(平松甲子夫君) ちょっと漁船の数字を持ち合わせておりませんが、漁業共済のほうで申し上げますと、純粹の共済掛け金は、三十九年が一億八千二百八十七万二千円のもの、四十三年には十四億二千四百三十二万五千円という数字

になつております。

○説明員(平松甲子夫君) 三十九年に発足いたしましたときに五億の出資金で発足いたしましたし、今度四十五年の予算措置で国が一億出資をいたしますし、あと都道府県と共済団体、都道府県は二年にわたつて出資をいたすわけでございますから、四十七年度末には出資金が七億ということになるかと思ひます。現在の四十四年度末では出資金五億でございます。

○成瀬輔治君 この保険の掛け金総額と出資額のバランスというものもあると思うのですけれども、もしこういうふうなものでしたら出資金も相当多くなる、それには、いまお聞きしますと、五億、それに対して一億を国が出して、あと一億が都道府県ですか。

○説明員(平松甲子夫君) 五億円の出資の場合には、二億五千万を国が出したわけでございます。今度二億出資を増額いたしますが、その二億出資を増額するにつぎまして、そのうちの半額の二億を国が出資するというところでございませう。それから共済基金につきましては、借入れ金をすることとができることになつておりますので、出資金の増加をいたしませんでも連合会なり共済組合に対する貸し付け金については現在のところ原資としては不足しないという状況にあるということをお知らせしておきます。

○成瀬輔治君 現にいまどのくらい借入れ金を持つてゐるのですか。

○説明員(平松甲子夫君) 四十三年度末の共済基金の借入れ金額は九千六百万円でございます。

○成瀬輔治君 ノリの問題で輸入のことについてちょっとお尋ねしたいのですが、これぐらい輸入するよというのをきめるのは、どういふかっこうできめられるわけですか。

○説明員(平松甲子夫君) 輸入の数量の決定という点につきましては、本来的には需給数量を勘案してそういうことになるわけでございますが、韓国ノリの輸入につきましては、韓国と日本との貿易

易が片貿易であつて、しかも韓国で生産されるもので日本に輸出できるものとしてはノリ以外に水産物として大きなものはないというふうなことから、韓国ノリの輸出を韓国側は強く主張しているというところもございまして、現在までは毎年増加をしてきたわけでございます。ただ、四十四年産のノリにつきましては、非常に豊作でございまして、需給という観点だけから申しますと必要もないわけでございますけれども、先ほど申しました日韓の友好増進その他から多少の輸入は必要であらうということでございませうが、この輸入数量につきましては、三月に輸入についての日韓両国の打ち合わせをしたわけでございますが、成約に至りませんで、近いうちにまた第二回の会談をしなければならぬだろうというふうに考へております。

○成瀬輔治君 お聞きしておりますと、需給関係じゃないですよ。その片貿易の、結局、韓国側でいうなら日本に対する輸出ですね、韓国側に輸出の注文がないんだと。だから、輸出入の残高がふえればノリの輸入もふえてまいりますよと、こういうことなんですか。

○説明員(平松甲子夫君) 基本的には需給関係でございまして、本年はかなり少なくていいのではありませんかというふうに考へております。本来ならセロでいいという形のものでございませうけれども、過去のいきさつ、あるいは日韓の国交正常化にあたりまして日韓で了解いたしました二億枚ないし五億枚の輸入をするのだというふうな取りきめもございまして、そういうふうなことを勘案いたしまして、需給の状況とにらみ合わせながら数量を決定していくことであらうと思ひます。

○成瀬輔治君 単価が、輸入単価と国内の生産単価とどのくらいの違いがございませうか。

○説明員(平松甲子夫君) 単価とおっしゃいますとよくわからないのでございませうが、先生の御質問は、韓国の生産単価と日本の生産単価という御

質問でございませうか。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。

○説明員(平松甲子夫君) 韓国ノリの輸入価格につきましては、国内の相場がどのくらいであるかというところから、先ほど話題に出ました海苔協会が輸入価格を定めまして、輸入組合を通じて輸入をするということでございますから、固定的に幾らというところではなしに、国内の相場と均衡を保つというふうな意味での輸入価格の決定がある。ですから、四十三年産ノリのように国内の相場が高いときは、韓国産の輸入価格も高い。それからこゝろに豊作でございまして生産者から問屋が買つて価格が安く買へるというふうな年でございまして、韓国ノリも安いというふうな形でございまして、固定的にたとへば中級品なら幾らというふうな形でございましておるものではない。それから韓国ノリの品質と日本のノリの品質と比べますと、日本のノリにつきましては統一された規格がないわけでございますが、通常の色なりで比較いたしますと、韓国ノリは日本のノリに比べて味なり香味なりが落ちるということがいわれておりますので、おそらく価格形成の際でもそういうことを加味して形成されるのであらうと思ひます。

○成瀬輔治君 そうすると、そのときの、ことしならことしは豊作であるというそのノリの価格決定は、あくまでも輸入のほうか日本というふうな生産団体が決定をする、こういうことなんですか。

○説明員(平松甲子夫君) 輸入は輸入商社を使いまして海苔協会が一元的にやるということでございまして、海苔協会が輸入をいたします際に国内の生産者価格を勘案してきめるといふことになつておるわけでございます。海苔協会は生産者だけでございませうが、生産者と問屋と加工業者の加入いたしております社団法人でございませう。

○成瀬輔治君 そうすると、これの値段は、豊作



であっても、普通で言うなら需給の関係ですから値の下がる場合もあるのだけれども、生産者と問屋と加工業者が入ってきまるといふことになれば、上がる一方で、下がるのは容易じゃないのじゃないかというところなんですが、どういう形でこれが認められておるのですか。

○説明員(平松甲子夫君) 先ほども申し上げましたが、国内の生産地で購入する価格よりも高い価格で買入ることは、現在は自由経済でございしますから、そういうことをしたのでは流通業者は買わないということになるわけでございますから、海苔協会としては、国内の生産者価格がどの程度、問屋がつまみどのくらいで国内のノリを仕入れできるかというものと均衡した形で韓国ノリの値づけをするということではないと、問屋が買わないということになる。ということでございますから、ことしみたいに国内の生産地の価格が安いというときでございしますと、韓国ノリの輸入価格は非常に安いものになるというふうに考えております。

○成瀬幡治君 韓国から輸入するときの価格は、大体決定がわかりました。ところが、国内価格のほうには問屋さんと生産者と加工業者で定めるのだというところになれば、これは消費者が入っていないわけですから、需給の関係というものはない。ですから、これは完全な統制経済というのですか、そういう仕組みでノリの値段というものが定められておるのだと言つて差しつかえないじゃないですか。

○説明員(平松甲子夫君) 輸入割当て制度をとつておるわけでございます。海苔協会ができてから輸入をめぐりましていろいろ複雑な問題が起つたということから、すっきりする必要があるというところで、生産者、流通業者、加工業者というものが一丸となりまして海苔協会をつくつて輸入をするということにいたしましたわけでございます。その際、海苔協会は、そういうような形で輸入しましたものを一定の手数料を取つて流通業者に売り渡すということでございますので、あと

は国内のノリの取引とほとんど変わらないという仕組みで小売り段階まで流れていくというふうな私どもは考えております。

○成瀬幡治君 韓国から輸入するときの価格の問題は私もわかりました。ところが、今度は国内価格を形成する場合に幾らにするのだというその国内価格の形成というものは、需給の関係じゃありませんよというふうにあなたの説明を聞くと私は受け取るわけですが、そこはどうでしょう。

○説明員(平松甲子夫君) 海苔協会から問屋が買ひまして、問屋は小売りに売るといふことでございしますから、その段階の価格決定は全く需給によつてきまるといふことでございします。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。  
○成瀬幡治君 わかりました。それじゃ、問屋数はどのくらいありますか。  
○説明員(平松甲子夫君) 約二千件と承知いたしております。

○成瀬幡治君 ノリの問屋の人たちも、一つの組合を持つてゐるわけですね。それは何という組合なんですか。  
○説明員(平松甲子夫君) 日本海苔問屋組合という名称でございます。この組合は、二千軒の問屋のうち一次問屋と二次問屋というのがあるといふことを先ほど申し上げましたが、そのうちの一次問屋の組合でございます。一次問屋の数が大体千軒ぐらいいふことでございしますから、組合に加入してゐる問屋は千軒でございます。

○成瀬幡治君 まあ、このことは、いい悪いの問題ではなくて、御説明は了とします。  
それから最後に、鈴木委員が公害の問題について触れられておりましたが、公害が発生源者が明確になれば保険から除外されるというところはあたりまえでしょう。しかし、実際受けるほうの側で言いますと、これは加害者がどうだなどというところは、たとえばイタイイタイ病を見ましてもわからないんだね。裁判に持ち込んでみても、どうに

もならない。十年も二十年も裁判の前にすつたもんだしてやっておるといふことになれば、どうにもならないことになつてしまふと思ふんだね。そこで、被害者はある、加害者というものがわからないというのが公害だと思ふんです。ほんとうなら加害者ははっきりあるのだけれども、いまの日本の経営者の姿勢から見ますと、自分のところから水銀を流しても、流したと言わぬ。決して言わない。ですから、加害者が不明な形になつてゐる。これはまあ経営者の姿勢に大きな問題があると思うのですけれども、またこれが一般社会の現時点における通念で、だからやむを得ないと思ふのですが、あなたのほうでこの共済を運用されるうことがわかつておるだらうと思ふ、あるいは、川の上流にあるところから流されたというもののだといふことが、常識的にはこの工場から出たんだといふことはわかりませうけれども、さてそれを出たんだといふことの認定になると、加害者のほうをそれは認しななければできないことになつております。あるいは、においが何かついてしまつた。こういうようなことに對しては、いままではどういふ措置をしておられたかといふことですね。

○説明員(平松甲子夫君) 公害につきましては、加害者がはつきりしておるものといふのは公害じゃないといふ先生の御話でございますが、加害者がはつきりいたしておるものにつきます。加害者は、加害者に損害賠償の請求をするといふことで解決されるべき性質のものだらうと思ひます。加害者がはつきりしないいふゆる公害についてどうするかといふことでございしますが、たびたび申し上げておりますように、この制度は共済でございまして、相互扶助といふことでございしますから、加害者がかりに不明でございしても第三者の行為によつて加害されておるといふようなことでございしますと、本来的には相互扶助という形ではかかぬ漁業者がその分までめんどうを見るというふうな形でございしませんで、やはり公害についての全般

的な国の制度というふうなものでめんどうを見るべき性格のものじゃないかといふふうな考えをわけでございます。ただ、先ほど鈴木先生が御指摘になりましたように、自動車の光で漁獲が減つたといふようなものになりますと、現在の私どもの漁獲共済は、過去の一定基準年次における漁獲と共済期間の漁獲との比較でございしますから、その際減つたという事実については共済事故として取り扱ひますが、ただ、それが光によつて減つたのかどうかといふことがはつきりしないために、すべて共済事故として取り扱ひてゐるという事例はおそらくあるのであらうと思ひます。まあそういうようなことでございまして、私どもとしては、第三者の行為による害であるといふことが明らかになつてゐるものについては、共済で救済をするといふことでなしに、公害全般の問題として国の制度として仕組んでいくべき性質のものではないか、かように考えてゐるわけでございます。

○成瀬幡治君 大体、いま運用の面では相当相互扶助の形でめんどうを見ておりますよと、こういうふうな解釈してよろしいですか。  
○説明員(平松甲子夫君) 私どもとしては非常に答弁いたしにくい御質問でございますので、私がいままでいろいろ御説明を申し上げたところで御了解をお願いしたいと思います。

○成瀬幡治君 それは私も気持ちにはわかりますし、私もそういうふうなやつてもらつたほうがいいと思つて実は質問をしてゐるわけですが、国の制度で見ると、こういうのですね。国家賠償法で見るといふものはないわけですが、国の制度で見るべきだ、こういうのです。国家賠償法が出なければ国は支払ふことはできないわけですよ。そうすると、十年裁判とか二十年裁判になる。イタイイタイ病以上になつちやう。そんなことをしたら、裁判所もつらい。やるほうは大体くたびれちやう。訴訟費用が高くて、もちより粉のほうが高くなつちやう。だから、運用というものは私はやはりこういうところをやつていただくことを――答弁はよろしうございしますから、

やっていたら、くべきものであるということだけ申し上げて、私の質問は終わります。  
○委員長(栗原祐幸君) 本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後一時十七分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

五月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、貸金業者の自主規制の助長に關する法律案(衆)

貸金業者の自主規制の助長に關する法律案  
貸金業者の自主規制の助長に關する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 庶民金融業者の入会及び名称の使用(第三条)
- 第三章 庶民金融業協会(第四条―第八条)
- 第四章 全国庶民金融業協会連合会(第九条)
- 第五章 雑則(第十条・第十一条)
- 第六章 罰則(第十二条・第十三条)
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)  
第一条 この法律は、貸金業を行なう者の自主規制を助長するため、貸金業を行なう者の団体に對して必要な事項を定め、もつて貸金業の適正な運営と不正金融の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第七條第一項(貸金業の届出)に規定する貸金業(同法第九條(金銭の貸付け等とみなされる行為)の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当するものを含む)をいう。

第二章 庶民金融業者の入会及び名称の使用

(庶民金融業者の入会及び名称の使用)  
第三条 貸金業を行なう者は、この法律の定めるところにより庶民金融業協会に入会することが出来る。

2 庶民金融業協会に入会している者は、貸金業を行なうについて庶民金融業者の名称を使用することが出来る。

3 庶民金融業協会に入会していない者は、貸金業を行なうについて庶民金融業者の名称を使用してはならない。

第三章 庶民金融業協会

第四条 貸金業を行なう者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に主たる営業所又は事務所を有する貸金業を行なう者を会員とし、会員たる貸金業を行なう者の貸金業に係る法令の遵守、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、庶民金融業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條(公益法人の設立)の規定による法人を設立することが出来る。

2 庶民金融業協会は、都道府県ごとに一個とする。  
3 庶民金融業協会は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。  
一 会員の行なう貸金業に關し、契約の内容を適正ならしめるため必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務  
二 会員の行なう貸金業に關し、過大な担保の

要求その他資金需要者たる顧客の利益を不当に害する行為を防止するため必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務  
三 前二号に掲げるもののほか、会員の行なう貸金業に關し、その適正な運営を図るため必要な業務  
(会員の欠格事由)  
第五條 次の各号の一に該当する者は、庶民金融業協会の会員となることが出来ない。  
一 破産者であつて復権を得ないもの  
二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの  
三 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの  
四 第三條第三項(庶民金融業者の名称の使用制限)の規定に違反する行為をして過料に処せられた者であつて、その裁判の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

四 第三條第三項(庶民金融業者の名称の使用制限)の規定に違反する行為をして過料に処せられた者であつて、その裁判の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの  
五 次條第二項の規定により庶民金融業協会を退会させられた者であつて、その退会させられた日から二年を経過しないもの  
六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前各号の一に該当するもの  
七 法人又は法人でない社団若しくは財団であつて、その役員又は代表者若しくは管理人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者があるもの  
八 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七條第一項前段(貸金業の開始の届出)の規定による届出をしていない者  
(退会)  
第六條 庶民金融業協会は、会員が前條第一号から第四号まで並びに第六号及び第七号の一に該

当するに至つたときは、その会員を退会させなければならない。  
2 庶民金融業協会は、会員で庶民金融業協会の秩序を害したものは貸金業を行なうに当たつて悪質若しくは著しく不当な行為をしたものがあるときは、その会員を退会させることが出来る。

(内部機関)

第七條 庶民金融業協会は、定款で定めるところにより、会員の資格について審査を行なう機関、前條第二項の規定による退会について審査を行なう機関及び会員の貸金業に係る行為についての苦情の処理に關する事項をつかさどる機関を設けるものとする。

(報告等)  
第八條 都道府県知事は、庶民金融業協会に對して、その業務がこの法律の目的に適合するように運営されることを確保するため、必要な事項に關して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

第四章 全国庶民金融業協会連合会

第九條 庶民金融業協会は、全国を単位として、庶民金融業協会を会員とする全国庶民金融業協会連合会と稱する民法第三十四條(公益法人の設立)の規定による法人を設立することが出来る。

2 全国庶民金融業協会連合会は、全国を通じて一個とする。  
3 全国庶民金融業協会連合会は、庶民金融業協会の運営に關する連絡調整を行なうことを目的とする。

第五章 雑則

(団体の名称の使用制限)  
第十條 庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会連合会でない者は、庶民金融業協会又は全国庶民金融業協会連合会という名称を使用してはならない。  
(主務官庁)



第二八八六号 昭和四十五年四月二十日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 長野県木曾郡木曾福島町五、〇四  
七 吉村勇七外十一名

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二八八七号 昭和四十五年四月二十日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 広島市古江西町一九ノ六 山本繁  
生外十一名

紹介議員 大谷藤之助君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二八八八号 昭和四十五年四月二十日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 青森県五所川原市上平井町九一  
秋元久吉外十名

紹介議員 津島 文治君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二九三九号 昭和四十五年四月二十日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 鹿児島県熊毛郡屋久町安房 泊清  
隆外十二名

紹介議員 谷口 慶吉君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二九四〇号 昭和四十五年四月二十日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 岐阜県高山市大門町三〇 堅野一  
兄外十名

紹介議員 古池 信三君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二九六五号 昭和四十五年四月二十一日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 大分県下毛郡三光村大字白木九九  
四ノ二 原田善治外十一名

紹介議員 後藤 義隆君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇一一号 昭和四十五年四月二十一日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 京都市中京区西ノ京下合町四〇京  
都塩業株式会社社長 安原嘉一郎  
外十一名

紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇四三号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 石川県七尾市矢田新町イノ二六ノ  
五 山上嘉久外十一名

紹介議員 安田 隆明君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇四四号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願(一通)  
請願者 鹿児島市金生町二ノ一八 田九安  
義外二十五名

紹介議員 迫水 久常君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇四五号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 岩手県宮古市横町三ノ一四 藤島  
弥助外十一名

紹介議員 増田 盛君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇六九号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 京都府舞鶴市字竹屋二五〇 村田  
喜佐衛門外十一名

紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇七〇号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 広島市南盤屋二ノ四ノ二七 芳山  
展香外十二名

紹介議員 源田 実君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇七一号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願(五通)  
請願者 福井県武生市楠町二二 杉谷又助  
外六十名

紹介議員 高橋 衛君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇九五号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 札幌市北一条西一四丁目 秋山竜  
三郎外十一名

紹介議員 井川 伊平君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇六九号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 福島県会津若松市本栄町八ノ七  
宮森啓治外十一名

紹介議員 松平 勇雄君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三〇七七号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願(四通)  
請願者 香川県坂出市玉越町甲五二三 浜  
崎武市外四十七名

紹介議員 平井 太郎君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一〇八号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願(五通)  
請願者 愛知県幡豆郡幡豆町大字寺部字笠  
外七〇 島崎東平外六十名

紹介議員 八木 一郎君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一〇九号 昭和四十五年四月二十二日受理  
塩専売制度存続に関する請願(三通)  
請願者 栃木県小山市城山町二ノ九ノ二五  
大矢延一郎外三十五名

紹介議員 田村 賢作君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一四一号 昭和四十五年四月二十三日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 神奈川県平塚市松風町一四ノ一八  
長島福太郎外十名

紹介議員 河野 謙三君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一四二号 昭和四十五年四月二十三日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 岩手県陸前高田市高田町馬場前二  
七 黄川田源吉外十一名

紹介議員 増田 盛君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一四三号 昭和四十五年四月二十三日受理  
塩専売制度存続に関する請願(一通)  
請願者 新潟県直江津市中央二ノ七 泉鎌  
治外三十一名

紹介議員 塚田十一郎君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一六三号 昭和四十五年四月二十三日受理  
塩専売制度存続に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市昭和通一ノ九ノ一  
大房多一郎外十二名

紹介議員 植竹 春彦君  
この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一六四号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 宮城県柴田郡大河原町字町一五七

紹介議員 高橋忠助外十二名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一六五号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市六麓荘町一四 川

紹介議員 小林 章君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一六六号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 新潟県新潟市新町一ノ七ノ三 伊

紹介議員 藤清司外十二名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一六七号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 富山県高岡市伏木中央町一ノ一一

紹介議員 浜谷平三郎外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一六八号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 新潟県三島郡三島町鳥越 小林堅

紹介議員 二外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一六九号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 兵庫縣姫路市木場一、四二〇ノ五

紹介議員 鎌田万寿男外十一名

青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一八八号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 千葉県市原市牛久二八 辻保治

紹介議員 外十二名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三一八九号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 福島県喜多方市一本木上七、七七

紹介議員 四 斎藤新吾外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二一一号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 長野県飯山市南町三〇ノ一 畑山

紹介議員 直人外十二名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二一二号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 札幌市苗穂町四二 藤原ムメ外十

紹介議員 一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二二三号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 宮崎県東諸県郡国富町六日町 高

紹介議員 山義孝外十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第三二二六号 昭和四十五年四月二十三日受理

塩専売制度存続に関する請願

請願者 高田 浩連君

請願者 静岡県三番町八五 大石文太郎外

紹介議員 十一名

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二七六五号 昭和四十五年四月十七日受理

自動車に対する新税創設等反対に関する請願

請願者 宮崎県日向市大字細島六六七ノ一

宮崎県トラック協会県北支部内

越智尚明外十三名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二四二六号と同じである。

第二九四六号 昭和四十五年四月二十日受理

看護婦等養成施設の学生等に対する所得税の軽減

に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

尾崎秀男

紹介議員 小山邦太郎君

厚生省所管の看護婦等養成施設の学生、生徒に対

し、文部省所管同施設の学生、生徒と同様、所得

税法による勤労学生控除の措置を講ずるよう強く

要請する。

理由

文部省所管施設の学生等については、勤労学生控

除がなされているのに、厚生省所管施設の学生等

に対しては、本措置が講ぜられていないので、両

者の勤労所得には大きな相違が生じている。これ

は、同じみちを志し、勤労と勉学に励む厚生省所

管施設の学生等の意欲を減ずるものである。

第三〇三四号 昭和四十五年四月二十二日受理

国民金融公庫の行なう戦傷病者の傷病恩給等担保

融資限度額引上げに関する請願

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財

団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄

紹介議員 高田 浩連君

国民金融公庫が戦傷病者に対して行なう、傷病恩給等を担保とする融資の限度額を現在の経済事情に適應する額に引き上げられたい。

理由

現在、戦傷病者に対する、傷病恩給、障害年金を担保とする金融は、法律により、国民金融公庫以外の機関による取扱いを禁止されており、同公庫は三十万円を限度として融資を行なっている。しかし、現在の経済情勢からみて、この額では融資本来の目的を果たしえないばかりでなく、この制限が戦傷病者自身の経済活動の支障となつてい

昭和四十五年五月二十六日印刷

昭和四十五年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局